

分担金・拠出金の名称		世界貿易機関 (WTO) 事務局拠出金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	26,171千円	総合評価
拠出先の国際機関等の名称		世界貿易機関 (WTO)	任意拠出金			B
国際機関等の概要 及び成果目標		(1) 当該機関の設立経緯等・目的 ・ウルグアイ・ラウンド交渉の結果1994年に設立が合意され、1995年1月1日に設立された国際機関。 ・本部： ジュネーブ、職員： 約738名(2016年12月現在)、・加盟国： 164カ国(2016年12月現在) ・WTO協定(WTO設立協定及びその附属協定)は、貿易に関連する様々な国際ルールを定めている。WTOはこうした協定の実施・運用を行うと同時に新たな貿易課題への取り組みを行い、多角的貿易体制の中核を担っている。 (2) 拠出に当たっての成果目標 加盟国の5分の4を占める開発途上国、特に後発開発途上国のニーズに応じた技術支援を行うとともに、訓練の強化を行うことを目標とする。				
分類	評価基準	実績・成果等				
I 当該機関等の活動・組織について	1 当該機関等の専門分野における活動の成果・影響力	・世界貿易機関(WTO)は、①貿易自由化のための交渉、②協定履行監視、③紛争解決制度の3つの機能を持つ。交渉機能については、近年では、2014年にWTO史上初めて唯一全加盟国間で合意した貿易円滑化協定(TFA)の早期発効や、2016年我が国が議長国として主導し途上国を含む有志国にて妥結した情報技術協定(ITA)品目拡大交渉は、WTO加盟国全体に利益をもたらし得る大きな成果を上げ、我が国にも多大な経済効果をもたらしている。また、監視機能については、貿易政策検討(TPR)制度や、地域貿易協定の透明性確保を担う地域貿易協定(CRTA)等での会合で各加盟国のWTO協定の履行監視を行っている。加えて、WTO紛争解決制度については、WTO加盟国間の貿易紛争を「法の支配」の原則にのっとり解決することを目的としており、WTO設立以来524件(2017年6月現在)の案件が本制度に持ち込まれており、本制度に対する信頼がうかがえる。 ・本拠出金の目的である途上国開発分野では、WTO加盟国の5分の4を占める開発途上国、特に後発開発途上国(LDC)がその経済開発のニーズに応じた貿易量確保の保証を目的として、2年ごとに行われる関係会議で途上国向けの様々な決定がなされたほか、主に貿易と開発委員会(CTD)会合において定期的に議論されている。本拠出金は、開発途上国のWTO協定に基づく義務履行能力の向上や多角的貿易体制への理解、交渉能力強化等を目的として、WTO単体で運用している唯一の基金であり、2010年から2015年の間に途上国支援プログラムを実施し、その参加人数は8万人以上にのぼった。 ・WTOは、本拠出金により達成した成果について、貿易と開発委員会(CTD)会合において加盟各国に発表するとともに、年次報告書を配布するほか、ホームページやSNSで広く一般にも発信している。 ・持続可能な開発目標(SDGs)において、途上国の地域市場やグローバル市場への統合は中心となるテーマであり、WTOは、成長促進、貧困撲滅と持続可能な開発における貿易の役割を強調している。SDGs目標(計17)のうち、WTOは、SDG2(飢餓)、SDG3(保健)、SDG8(成長・雇用)、SDG10(不平等)、SDG14(海洋資源)及びSDG17(実施手段)の6つの目標の達成を推進しており、特にターゲット8a「貿易のための援助」については、2005年の香港閣僚宣言をきっかけに、WTO加盟国に対して2年ごとのモニタリングを実施している。また、ターゲット10a「各国内及び各国間の不平等の是正」に関しては、途上国のみ認められる義務の免除や緩和等の優遇措置を定める「特別のかつ異なる待遇」をWTO協定上定め、途上国の義務履行能力の向上等を補完している。 ・2016年、WTOは、国際連合貿易開発会議(UNCTAD)及び国際貿易センター(ITC)と協力・連携して、共同で国連が発行する国際資金開発会議関連レポート“2016 Inaugural Inter-agency Task Force (IATF) Report on Financing for Development”に寄稿。 ・我が国は特にSDGsのターゲット8a「貿易のための援助」に力を入れて取り組んでおり、トップドナーとしてWTOにおける途上国の開発に関する議論を牽引している。				
	2 当該機関等の組織・財政マネジメント	・おおむね2か月に1回開催されているWTO行財政委員会における財政報告書などの内部報告書や外部監査法人による報告書により、予算の適正な使用を確認している。また、各種委員会、ワーキンググループにおいてはWTO職員の多様性や人件費に係る問題、退職者健康保険費用の問題等につき活発な議論が行われている。また、本拠出金に関する決算報告書を年1回公表しており、全体の支出に加え、個別案件の実施状況(費用など)についても細かく記載されており、案件実施に係る資金の流れについて、高い透明性が確保されている。 ・WTO行財政委員会では、2016年3月、人件費の抑制及び職員構造の「逆ピラミッド問題」の対策として、「業績に基づく昇進」制度を導入するとともに、漸進的に10級職員を7級職員に置き換える施策が進められることが事務局長から報告され、今後の節約効果が期待される。また、監査委員会の設立に関するワーキンググループでは、世界知的所有権機関(WIPO)やドイツ連邦会計検査院などの国際機関を招いてヒアリングを行うなど、活発に組織改革に取り組んでいる。 ・2017年5月、外部監査法人から指摘されたジェンダー平等や技術関連スタッフの評価、見直し等の指摘について、事務局がタイムラインを策定し実施することになっている。 ・我が国は、WTO行財政委員会において、組織・財政改革の重要課題である人件費の抑制及び職員構造の改革に関し、正確な指標と分析に基づいた頻繁なアップデートを行うようWTO側には求める旨発言し、多くの国から支持されている。 ・WTOはNGO及びビジネスセクターに対しても連携を行っており、NGOに対しては、WTO最大のアウトリーチイベントであるWTOパブリック・フォーラムやWTO各種分科会等の場で、ビジネスセクターに対しては国際商業会議所(ICC)の要請受諾やB20への参加など協調して活動を行っている。				

Ⅱ 当該機関等と日本との関係について	3 日本の外交課題遂行における当該機関等の有用性	・当該機関は、多角的貿易体制の維持・強化に多大なる貢献を行ってきた。その中で、我が国は一貫してWTOに対して任意に拠出することにより、発言力やプレゼンスを高めている。保護主義や内向き志向の台頭が懸念される中、当該機関において積極的に活動していくことは必須と言える。本拠出は途上国の能力向上を通じて交渉を促進し、我が国のLDCを含む途上国に対する影響力の向上にも資するものである。当該機関への拠出額を大幅に減額した場合、開発途上国が大半を占めるWTOにおける自由貿易の旗手としての我が国のプレゼンスが著しく損なわれ、WTOでの発言力低下につながり、ひいては、我が国の経済外交の柱である貿易自由化の推進に悪影響を及ぼす。 ・WTOが実施する途上国のキャパシティビルディングは、我が国の二国間支援の方針である平成29年開発協力重点方針の重点「③途上国とともに『質の高い成長』を目指す経済外交・地方創生への貢献」と整合的である。また、途上国のWTO協定上の義務の履行能力や多国間交渉における交渉能力の向上を図るために、WTO事務局が行うWTO協定に特化した研修・セミナーやインターンシップ等は他の機関には実施できないものであり、我が国の多角的貿易体制の維持・強化のための取組を補完する役割を担っている。 ・WTOは、途上国の開発について議論を行う貿易と開発委員会（CTD）会合において、当該拠出についてのレポートを発行し各国がモニタリングを行っているところ、我が国は同会合に積極的に参加し、議論をリードしていると言える。 ・アゼベドWTO事務局長は事務局長に就任して以降、2014年と2017年に来日しており、2017年5月の来日の際には安倍内閣総理大臣表敬、岸田外務大臣、滝沢外務大臣政務官ほか関係閣僚等との会談で、自由貿易の推進と多角的貿易体制の維持・強化に関し、充実した意見交換を実施したほか、「日本国と世界貿易機関による共同声明」を発出した。 ・我が国は、政府レベルのみならず、国民、企業、NGO等のレベルにおいても、WTOを中心とした多角的貿易体制から多大な恩恵を受けており、貿易の自由化推進は、日本経済及び世界経済の持続的成長のためにも不可欠である。保護主義的や内向き志向の台頭が懸念されるときだからこそ、多角的貿易体制の強化が要請されている。我が国の拠出金による支援は、途上国がWTO協定等に対する正しい理解の下、自由貿易を推進することで、多角的貿易体制の強化及び自由貿易の促進に寄与する。WTOはNGO及びビジネスセクターに対しても連携を行っており、NGOに対しては、WTO最大のアウトリーチイベントであるWTOパブリック・フォーラムやWTO各種分科会等の場で、ビジネスセクターに対しては国際商業会議所（ICC）の要請受諾やG20ビジネスサミット（B20）への参加など協調して活動を行っている。 ・当該機関は途上国の開発について議論を行う貿易と開発委員会（CTD）会合において、当該拠出についてのレポートを発行し各国がモニタリングを行っているところ、我が国は同会合積極的に参加し、議論をリードしている。
	4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等	・2010年に3名であった専門職以上の日本人職員が2011年に4名へと増員されて以降現在に至るまで4名を維持しており、専門職以上の全職員数（421名）に占める日本人職員の割合は、0.95%となっている。なお、今のところ、幹部クラスの日本人職員はいない（2016年に日本人が採用された加盟部長のポストは、専門職相当と整理されている。）。2015年時点における分担率は4.49%、拠出割合は2.94%であり、これらとの比較において、日本人職員数が十分とは言えない。 ・WTOの求める専門性及び経験実績、また競争率の高さ等の理由より、同機関にて正職員のポストを確保することは容易ではない。そのため、近年日本人職員数の増加に結びついていない。 ・在ジュネーブ国際機関日本政府代表部を通じて、定期的に事務局幹部との間で意見交換や申し入れ等を行っており、2016年、新たに日本人職員が加盟部長（専門職相当）に任命されるなど、同機関内での意思決定に係る重要なポストへの日本人職員の登用が進んでいる。また、霞が関からのキャリアパスや民間からの登用等、日本人職員増加に向けて取り組んでいる。
	5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保	日本が拠出する拠出金については、以下のとおりPDCAサイクルを確保している。 PLAN: WTOからの拠出要請、予算計画、使途予定を入手し我が国の関連政策（国際協力大綱、TICADでの決議事項等）に照らしつつ、予算要求。 DO: 予算の分配。事業の実施。WTOの一般理事会等各種会合において、WTOの活動をモニタリング。 CHECK: WTO行財政委員会における財務報告書等の内部評価報告書、国連会計監査委員会による外部監査報告書により予算の適正な使用を確認。 ACT: WTOの一般理事会、行財政委員会等への参加を通じ、必要に応じて改善を提言。 我が国は、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部が中心となって、一般理事会に加え、分科会である貿易と開発委員会（CTD）に参加し、当該拠出金に関する報告を受けるほか、より効果的な案件選定、事業の実施、基金の運営改善に向けた要改善事項を提示し、次会計年度の予算案に反映している。
担当課室名	国際貿易課	